

こんな消費者トラブルにご注意ください！

全国の消費生活相談窓口には、日々たくさんの方の相談が寄せられています。消費者トラブルは、誰もが巻き込まれる危険性があります。今回は全国の消費生活センターなどの相談窓口の統計で、相談件数や被害が多い消費者トラブルを取り上げ、典型的な事例やトラブルに巻き込まれないための対策などを紹介します。どんなトラブルに、どのような注意を払うべきかを知って、いざという時に備えましょう。

《事例①》オレオレ詐欺

息子から「会社のお金を落としたので立て替えてほしい」と電話。息子の上司を名乗る者からも頼まれ、ATMで大金を振り込んだら、実はその電話は息子ではなく…。

◆特徴

電話で親族をかたり、さまざまな理由でお金をだまし取ります。複数の人が電話に出たり、お金の受け渡し方法を変えたり、手口は巧妙化しています。

◎対策

せかされても、いったん電話を切り、自分から本人に連絡して事実確認をしたり、他の家族に相談をしましょう。

宅配便、バイク便、レターパック等で送付する、誰かが取りに来る、指定先へ持参するなど、振り込み以外の方法を指定して

くることもありしますので、警戒しましょう。

《事例②》電気通信サービス

大手電話会社の関係者と名乗る相手から電話がかかってきた。「今より便利で安い光回線プランがある」と勧誘され、契約中のプラン変更だと思いきや、後日、むしろ料金が高くなっていることに気がつき、電話会社に問い合わせると、別会社との契約になっていると言われた。自分がどのような契約をしているのかもわからなくなり…。

◆特徴

インターネット回線やスマートフォンなど、電気通信分野は技術の進歩や普及のスピードがめざましく、それに伴う契約は複雑で、トラブルが急増しています。事業者が悪質でない場合

でも、説明が理解しきれず、結果的に消費者が不利益を受けてしまうこともあります。

◎対策

事業者には、通信契約について契約書面の交付が義務付けられています。契約時に、自分などの会社と、どのようなサービスや料金体系の契約をしたのかを、必ず書面で確認しましょう。また、納得できるまで質問し、決めるのは家族等と相談してか

らにしましょう。

電気通信事業者には

契約後の書面交付が

義務付けられています

電気通信サービスの契約が成立したときは、通信事業者には遅滞なく、締結された契約の内容を明らかにする契約書面を作成し、交付することが義務付けられています。契約書面には、料金や解約方法、初期契約解除制度等の詳細が記載されています。契約内容がわからなくなった場合、解約や初期契約解除をしたい場合には、まずはご自身の契約書面をチェックしましょう。思わぬトラブルにならないように、必ず契約書を確認しましょう。



多重債務無料相談会 ～返しきれない借金でお困りの方へ～

- 日 時 …10月14日(土)午後1時～午後4時、12月9日(土)午後1時～午後4時
- 場 所 …県民生活相談センター(岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内)
- 相談対応…弁護士、司法書士等
- 相談方法…①面接による相談(相談時間は1人30分で、前日までに電話予約が必要です) ②電話による相談(開催日の相談時間内に下記までお電話ください)
- 予約・問い合わせ…岐阜県県民生活相談センター ☎058-277-1003



◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜・祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン 平日バックアップ相談	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※土日・祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く。
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く。
郡上市役所総務課(またはお近くの各振興事務所振興課)	67-1832	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く。